

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書の見直し箇所

	項目名	頁	見直し前					見直し後
			章	節	項	目	細目	
1	入札説明書の位置付け	1	1					本入札説明書は、…これらに関する質問回答により民間事業者は本事業を実施しなければならない。
2	募集要項 募集要項(第二部)の 配付	9	5	4				募集要項(第二部)は、資格審査通過者に対しメールにて配布する。 <u>なお、募集要項(第二部)の配付前に、契約書等の内容に関して確認がある場合は、「第2章 事務局」に示した環境政策課の電話番号に電話し、問い合わせることを可とする。</u>
3	入札参加資格等 応募者の参加資格要件	12	7	1	2	(1)	4)	①本事業に係る発注支援業務の受託者である復建調査設計株式会社及び同協力企業(株式会社日本総合研究所及び森・濱田松本法律事務所) <u>①本事業に係る発注支援業務の受託者である復建調査設計株式会社及び同協力企業(株式会社日本総合研究所及び森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業)</u>
4	提案書類 提案書類の提出方法	18	10	2				(1) 正本: 添付書類を含め、応募者名がわかるもの。押印要。 <u>(1) 正本: 添付書類を含め、応募者名がわかるもの。提案書類の提出書(様式第23号)への押印要。</u>
5	提案書類 提案書類の提出方法	18	10	2				(2) 副本: 添付書類を含め、正本から応募者名及び応募者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても応募者名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。 <u>(2) 副本: 添付書類を含め、正本から応募者名及び応募者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても応募者名が分かるような表現は行わないこと。提案書類の提出書(様式第23号)への押印不要。</u>
6	提案書類 提案書類の提出	18	10	3				提案書類の提出は持参して行うこととし、郵送、ファックス又は電子メール等による提出は受け付けない。代理人が持参する場合は、「委任状[提案書類の提出]」(様式第23号)を提出すること。 <u>提案書類の提出は持参して行うこととし、郵送、ファックス又は電子メール等による提出は受け付けない。</u>
7	提案書類 応募に当たっての 留意事項	19	10	6				ただし、本事業は都市計画決定を前提としたものであり、都市計画決定されなかった場合は、応募手続を延期又は中止することがある。 <u>また、市が必要と認めた場合、又は天災地変等やむを得ない理由により、応募手続きを延期又は中止することができる。この場合において、応募者が損失を受けても市は補償の責を負わない。</u>
8	入札及び開札の方法等 入札方法等	20	11	2				(1) 落札者の決定に当たっては、入札に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。 <u>(1) 落札者の決定に当たっては、入札書(様式第25号)に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。</u>
9	入札及び開札の方法等 入札内訳書の提出	20	11	3				(2) 入札内訳書の様式は、「入札内訳書」(様式第25号)に準拠すること。 <u>(2) 入札内訳書の様式は、「入札書」(様式第25号)に準拠すること。</u>
10	その他 費用負担	25	15	1				契約締結に至る全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。 <u>契約締結に至る全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。</u> <u>また、「第10章 第5節 応募の無効」、「第11章 第7節 入札の無効又は失格」に該当した場合、応募手続きのために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。</u>

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書の見直し箇所

	項目名	頁	見直し前					見直し後
			章	節	項	目	細目	
11	その他 その他	25	15	5				特定事業契約の締結に当たっては、…見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 <u>なお、事業者選定手続きの公平性及び競争性が確保される限りにおいて、事業者提案を基に要求水準書や契約書の規定を具体化する。</u>
12	添付資料3: 対価の支払い方法 対価の構成 表	28						表内の下記文言 洗車棟、プラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、低区受水槽 洗車棟、プラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、<u>高区受水槽</u>、低区受水槽
13	添付資料3: 対価の支払い方法 対価の構成 表	28						表内の下記文言 本施設のうち、洗車棟、最終処分場敷地内にあるプラスチック類ストックヤード及び浸出水処理施設、本施設の敷地外にある低区受水槽の運営業務に関する対価 本施設のうち、洗車棟、最終処分場敷地内にあるプラスチック類ストックヤード及び浸出水処理施設、<u>高区受水槽</u>、本施設の敷地外にある低区受水槽の運営業務に関する対価
14	添付資料3: 対価の支払い方法 対価の算定方法 運営業務 表	28						固定費B行 費用項目 ・人件費 ・燃料費(重機・場内車両) ・油脂類 ・補修費 ・その他経費(事務所経費、重機・場内車両費、測定・分析費、保険料等) ・人件費 ・燃料費(重機・場内車両) ・油脂類 ・補修費 <u>・ヤード棟の上水道料金</u> <u>・ヤード棟の下水道料金</u> ・その他経費(事務所経費、重機・場内車両費、測定・分析費、保険料等)
15	添付資料3: 対価の支払い方法 対価の算定方法 運営業務 表	28						固定費B行 指標 ・事業者の提案額÷支払回数(12回/年×20年間) ※補修費は、原則として平準化 ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる ※ヤード棟の電力料金、上水道料金、下水道料金は実費精算とする ・事業者の提案額÷支払回数(12回/年×20年間) ※補修費は、原則として平準化 ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる ※ヤード棟の<u>燃料費、油脂類、その他副資材</u>、電力料金、上水道料金、下水道料金は実費精算とする
16	添付資料3: 対価の支払い方法 対価の算定方法 運営業務 表	28						固定費C (洗車棟、プラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、低区受水槽) 固定費C (洗車棟、プラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、<u>高区受水槽</u>、低区受水槽)
17	添付資料3: 対価の支払い方法 対価の算定方法 運営業務 表	29						固定費D行 指標 〃 <u>・事業者の提案額÷支払回数(12回/年×20年間)</u> ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる ※<u>電力料金、上水道料金、下水道料金、燃料費、通信費</u>は実費精算とする

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書の見直し箇所

	項目名	頁						見直し前	見直し後
			章	節	項	目	細目		
18	添付資料3:対価の支払い方法 対価の算定方法 運営業務 表	29						変動費B(リサイクル施設)行 費用項目 ・電力従量料金、再エネ賦課金 ・上水従量料金 ・その他経費(ごみ処理量に応じて増減する費用で、市の承諾を受けた費用)	・電力従量料金、再エネ賦課金 ・上水従量料金、 下水従量料金 ・その他経費(ごみ処理量に応じて増減する費用で、市の承諾を受けた費用)
19	添付資料3:対価の支払い方法 対価の算定方法 運営業務 表	29						変動費B(リサイクル施設)行 指標 ・事業者の提案単価[円/t] × 毎月の処理量[t/月] ※処理量は、計量機で計量した搬入量とし、単位は小数点以下第2位までとする(10kg単位) ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる ※ヤード棟の電力料金、上水道料金、下水道料金は実費精算とする	・事業者の提案単価[円/t] × 毎月の処理量[t/月] ※処理量は、計量機で計量した搬入量とし、単位は小数点以下第2位までとする(10kg単位) ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる ※ヤード棟の電力料金、上水道料金、下水道料金は 固定費Bとして 実費精算とする
20	添付資料3:対価の支払い方法 物価変動に基づく 改定方法 表	31						指標内 下記文言 「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」 (日本銀行調査統計局)	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/該当する種類」(日本銀行調査統計局)